

「岩倉市人材育成基本方針見直し業務」公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

岩倉市人材育成基本方針見直し業務

2 目的・基本的な考え方

岩倉市人材育成基本方針は、職員に求められる能力や意識、目指す職員像を明らかにするための指針として、平成26年10月に策定しました。

策定から7年が経過し、人事評価制度や会計年度任用職員制度の導入など人事行政を取り巻く状況の変化や、本市のまちづくりの最上位計画である第5次総合計画を策定し令和3年度から計画及び新たな行政評価制度がスタートしたことなどを踏まえて、それらとの整合を図るとともに、職員研修計画や人事評価制度と連動し、職員の人材育成の一層の推進を図るため、見直しを行います。

見直しにあたって、業務全般についての企画提案を受け、技術力や課題解決力、また独創性など総合的に優れた事業者を選定するためにプロポーザルを実施するものです。

3 業務の概要

(1) 業務内容・実施スケジュール

別紙1「委託仕様書」のとおり

(2) 策定期間

契約締結日の翌日から2023（令和5）年3月31日まで

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から2023（令和5）年3月31日まで

(4) 委託上限額

1,988千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

(5) 発注者

岩倉市長 久保田 桂朗

4 プロポーザル項目

プロポーザルにあたっては、2022（令和4）年度の単年度事業として、次のすべての項目について提案を行うものとする。

(1) 人材育成基本方針のあり方・構成

※総合計画との整合性、職員研修計画や人事評価制度とどのように連動させるのか、また、見直し後の実効性のある進行管理・運用について考え方とその例示について提案すること。

- (2) 本業務に対する取組方針・遂行体制
- (3) 見直しの全体スケジュール
※作業内容別に区分したスケジュールと、貴社、市、庁内組織及び懇話会など主体別の具体的な作業内容
- (4) その他、見直し過程において必要だと考えられる事項及び独自の提案・工夫などがあれば記載すること。

5 参加要件

プロポーザル参加意思提出日現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、厚生手続き開始の決定を受けた者、又は再生手続き開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。

6 契約方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉事業者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結します。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのままの契約内容となるとは限りません。

契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがあります。優先交渉事業者と契約が整わなかった場合は、次点とされた事業者と協議を行います。

(1) 費用の支払い

本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うものとします。

(2) 費用の分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しません。

7 参加意思表示

企画提案書・見積書の提出意思の有無を令和4年4月8日（金）午後5時

15分までに様式1により岩倉市総務部秘書企画課あてに郵送又は持参し回答してください（期限必着）。

8 企画提案書・見積書の作成、提出

提出書類については、提出後の修正は認めません。

- (1) 作成方法 企画提案書、見積書に関する事項は別紙2のとおり
- (2) 提出期限 令和4年4月20日（水）午後5時15分まで
- (3) 提出方法 郵送又は持参（期限必着）
- (4) 提出先 岩倉市総務部秘書企画課

9 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、事務局から提案事業者に連絡をします。

(1) 募集開始	令和4年4月 1日(金)
(2) 参加意思提出期限	令和4年4月 8日(金)
(3) 質問書の提出期限	令和4年4月12日(火)
(4) 質問に対する回答	令和4年4月15日(金)
(5) 企画提案書類等の提出期限	令和4年4月20日(水)
(6) 企画提案書類等審査	令和4年4月25日(月)
(7) 審査結果通知	令和4年4月27日(水)
(8) 契約締結	令和4年4月下旬～5月上旬

10 質疑

本事業に関する質疑については質問書（様式は任意）を提出してください。

- (1) 募集開始から令和4年4月12日(火)までの開庁日のうち午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出方法及び提出先
表題を「岩倉市人材育成基本方針見直し業務」とし、下記までEメールにより提出してください。
- (3) 質問への回答
令和4年4月15日（金）までにEメールにより参加意思を表明した全事業者に回答します。

11 選定方法・基準

- (1) 委託事業者の選定
本市副市長及び課長級以上の職員で組織する、人材育成基本方針の見直

しに係る委員会にて書類審査により優先交渉事業者を決定します。

(2) 審査

提出された企画提案書などの内容について書面審査をします。各委員の評価点の合計を総合評価点とし、最高得点を得た者を契約の委託候補者と、2番目に高い者を次点者とします。なお、提出が一社のみであった場合は、同社の総合評価点が満点の7割を超えた場合に限り、契約の委託候補者とします。

(3) 評価基準

選定に当たっては、以下の項目を重視し評価します。

ア 人材育成のあり方についての理解

イ 提案事項の的確性

ウ 企画提案内容の魅力、独創性

エ 業務遂行の体制、取組方針

オ 業務実績（地方公共団体又は民間企業で人材育成に係る業務の支援（研修計画の策定支援や人事評価制度の制度設計支援なども含む。）の実績があるかなど。）

1.2 選定結果の通知

審査の結果通知は、審査を行った全事業者に対し、令和4年4月27日（水）までに書面で通知します。

1.3 提案の無効に関する事項

次の各号の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 企画提案書作成要領（別紙2）に適合しないとき。
- (3) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) その他、本市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

1.4 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- (3) 見積書の合計金額が本要領3（4）の提案上限額を超えているもの。
- (4) 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

1.5 その他

- (1) このプロポーザルに参加するためにかかる費用は、すべて参加者の負

担とします。

- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製をすることがあります。
- (4) 提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書類等の提出は1事業者につき、一つ限りとします。
- (6) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、本市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「岩倉市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにしてください。
- (8) 本市から資料として提供できるものは、本市が作成し、現在運用している「岩倉市人材育成基本方針」、「令和4年度職員研修計画」、「人事評価制度実施の手引き（案）」です。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については本市が定めます。

担当:岩倉市総務部秘書企画課秘書人事グループ(小野・伊藤)

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

電話 0587-38-5801 (直通)

FAX 0587-38-2471

E-mail hishokikaku@city.iwakura.lg.jp